

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画【概要】

第1章 計画策定に当たって

- 児童相談所における児童虐待の相談・通告件数の増加（H22年度以降1,000件超え）
- 議員提案による「川崎市子どもを虐待から守る条例」H24.10制定、H 25.4施行
- 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」H25.3策定
条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進し、児童家庭支援・児童虐待対策の強化・充実を図る。平成25年度から概ね5年間を対象とする事業推進計画を検討。

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定

- 基本方針に基づき児童家庭支援施策を具現化するために「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」の下に4つの専門部会を設置し、検討課題を抽出、検討を行う。

- ・こども支援部会⇒子育てに関する機関や地域の団体との連携、区役所における子育て支援の仕組みづくり、地域の子育てサロン等への情報提供のあり方
- ・母子保健部会⇒子育て家庭への的確な支援、IT化による妊娠期からの母子保健情報の管理手法の検討、妊娠期から出産後のケアのあり方の検討と乳幼児健診の実施方法の見直し
- ・児童家庭支援部会⇒ケース管理手法の検討、保健福祉センターと児童相談所の連携手法の検討、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組
- ・児童相談所部会⇒児童及び保護者（家族）の個別ケアの相談・支援、業務の全体把握を踏まえた迅速かつ的確な組織判断

第2章 児童虐待を取り巻く状況

児童虐待の状況



国の状況

平成24年度では66,807件となり、児童虐待防止法施行前の平成11年度（11,631件）に比べ5.1倍に増加している。

本市の状況

平成11年度の170件から増加し続け、平成24年度では1,237件と平成22年度以降1,000件を超える件数となっている。

児童虐待の主な虐待者

- 核家族世帯の増加
- 地域とのかかわりの希薄化

子育ての孤立感や負担感の増加

平成24年度の本市の主な虐待者として、
実母による虐待（55.9%）が最も多い。
これは、子どもと離れる時間が長く、
子育て中の妻が離婚者となってしま
う傾向が強く、実母の養育負担の大さ
が伺える。

◎児童虐待・グレーゾーン・育児不安・健全な育児家庭は、各家庭が置かれている状況により連続的かつ流動的であり、各家庭の状況に応じた見守りと対応が必要⇒児童虐待は、特異な家庭の問題ではない。

身近な子育て支援の強化の必要性

第3章 計画の基本的な考え方

- 基本方針に基づく3つの基本的な考え方及び7つの方針に基づき事業を推進する。

基本的な考え方 1

- 子ども・子育てを支援する地域づくり
 - ・地域ニーズに応じた子育て支援、子育てしやすいコミュニティづくりの推進、人と人のコミュニケーションの仕組みづくり

- 方針1 地域での子育て支援の充実
方針6 地域連携・広域連携等の強化

基本的な考え方 2

- 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応
 - ・関係機関等の役割分担の明確化、ケースの状況変化に応じた仕組みづくり、個々のケースの情報共有の仕組みづくり

- 方針2 虐待の発生予防策の推進
方針3 早期発見・早期対応の充実

基本的な考え方 3

- 専門的支援の充実と人材育成
 - ・保健福祉センターと児童相談所の役割分担の明確化、専門的支援の充実、社会的養護の充実、地域連携・広域連携等の強化、長期的な専門職の人材育成の仕組みづくり

- 方針4 専門的支援の充実・強化
方針5 社会的養護の充実
方針7 人材育成の推進

第4章 事業推進計画

- 平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間の計画／7つの方針に基づく主な取組

方針1 地域での子育て支援の充実

- ・地域の社会資源の有効活用、地域の子育て支援にかかる行政によるマネジメント・コーディネート、地域の子育てサロン等の活動支援

方針2 虐待の発生予防策の推進

- ・育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組、妊娠期に必要な知識の普及啓発、子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実、児童虐待防止に向けた普及啓発の充実

方針3 早期発見・早期対応の充実

- ・母子保健事業からの早期把握、病院・保育園・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応、地域による見守り体制の構築・充実、虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援、要保護児童対策地域協議会の活用

方針4 専門的支援の充実・強化

- ・児童及び保護者に対する支援、専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応、ケースワークにかかる組織的なフォローリストの強化・効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実、総合的なアセスメントの強化、各種専門機関・専門家との連携の強化

方針5 社会的養護の充実

- ・社会全体で子どもを育てる意識の啓発、児童養護施設等の施設養護の充実、里親制度の拡充と里親支援の充実、児童家庭支援センターによる支援の充実

方針6 地域連携・広域連携等の強化

- ・町内会・自治会・民生委員児童委員・主任児童委員・社会福祉協議会等による取組強化、要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実、近隣自治体との連携強化・広域連携の強化

方針7 人材育成の推進

- ・専門職の育成にかかる研修等の充実、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり、関係機関における人材育成

第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進に当たり

- 本市の児童虐待の発生状況等の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、府内関係局区で構成する「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会」において全庁的な対応を図りながら「子どもたちの笑顔」のあふれるまちかわさきを目指した取組を推進する。